

令和7年4月1日
～令和8年3月31日

配合飼料価格安定制度における
クロスコンプライアンスについて
～ Q & A ～

農林水産省 畜産局 飼料課

【基本的考え方】

問 このクロスコンプライアンスはいつまで継続する予定か。

(答)

配合飼料価格安定制度における通常補てん基金の借入金の償還が終了するまでの期間とする。

【対象者】

問 このクロスコンプライアンスの申告は、いつ行うのか。

(答)

事業に参加する生産者が、事業実施主体等に対して事業の参加申込みや計画の申請をする際に、クロスコンプライアンスの自己申告書を添付することを基本とする。ただし、これに間に合わない場合には、事業実施主体等が概算払いの申請をする時までに当該事業対象者の確認が終わるよう、自己申告書を提出する必要がある。

問 このクロスコンプライアンスの申告は、誰に対して行うのか。

(答)

申告は事業に参加する生産者が事業実施主体、又は事業申請段階の取組主体等に対して行うこととなる。自己申告書はあくまでも参考様式として掲載しているため、取組主体に応じては宛名を事業実施主体以外に変更していただく場合がある。

問 集団で取り組む事業の場合、1戸でも非資格者が含まれる場合は事業を実施できないのか。

(答)

集団で取り組む事業の場合、1戸でも非資格者が含まれる場合は事業を実施できない。

問 令和5年度以前の加入、未加入は問わないのか。

(答)

令和7年度の事業に係る確認対象年度は、令和6年度と令和7年度に限る。

問 継続加入者は自己申告書の提出は必要ないのか。

(答)

必ずしも必要ない。令和7年度の数量契約書のコピーのみを提出していただくことによって確認していただいて構わない。

問 令和6年度の加入者が令和7年度も加入する場合、その契約量に関わらず加入さえしていれば有資格者となり得るのか。

(答)

自給飼料の利用が拡大し、配合飼料の利用が減少している場合であっても、配合飼料を利用している限りは、その利用量に応じ、配合飼料価格安定制度に継続加入していることを補助事業への参加条件とする。

問 令和6年度及び7年度が未加入であること、または自給飼料の転換等で令和7年度において未加入であることは自己申告書で判断するのか。

(答)

自己申告書で判断することとなる。必要に応じて申告内容を確認する場合がある。

問 令和6年度で加入し、令和7年度で未加入の場合（非有資格者）、令和8年度に再度加入して有資格者に復活することは可能なのか。

(答)

補助事業の有資格者として復活は可能である。

なお、通常補てん基金では、今後、借入金による補てんを受けた後に合理的理由なく制度を途中脱退したり、次期基本契約を結ばなかった場合には、借入金による補てん相当額についての返還を求める考えであると聞いているので留意願いたい。

問 複数年事業を実施する場合、いつまで資格を有する必要があるのか。

(答)

事業が完了する年度まで資格を有する必要がある。

問 複数年事業を実施する場合、事業開始年度以降の加入状況について、どのように確認すればよいか。

(答)

自己申告書の□1にチェックがついていることをもって、事業完了年度まで加入する意向があることを確認する。

【申請様式】

問 自己申告に係る申請様式を提示していただきたい。

(答)

自己申告の様式については、以下のウェブサイトを参照されたい。

https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/lin/l_siryō/haigou/index.html

事業によっては要綱等においても示されているため、これに基づき対応いただきたい。